

大和郡山市一般廃棄物（魚あら）の積替え保管に関する許可等の基準

（目的）

第1条 この基準は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）の目的を達成するために、法第2条第2項に規定する食品廃棄物等の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ることを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条第1号へ、ち及びりに規定する一般廃棄物のうち、食品廃棄物の魚あらの積替え及び保管（以下「積替え保管」という。）の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可等 新規許可、更新許可、変更許可をいう。
- (2) 事業場 積替え保管を継続して行うことができる器材及び設備等を備えている主たる事務所及び営業を行う事務所をいう。
- (3) 魚あら 法第2条第2項に規定する次に掲げる食品廃棄物等で、鮮魚加工の段階で発生する、魚の頭や骨、内臓などの不可食部分で食品に供されずに廃棄されたもの。
- (4) 住居 居住を目的とする建物で、戸建住宅や集合住宅（寮等も含む。）をいう。

（許可の申請者）

第3条 積替え保管を行うため、許可等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請の際、現に一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うものとして、大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和37年3月大和郡山市規則第1号。以下「規則」という。）第20条第2項に規定する許可証の交付を受け、行政指導等を受けることなく、1年以上良好に業務を行っている者であること。
- (2) 積替え保管を継続して行うことができる事業場を有する者であること。
- (3) 自ら積替え保管を実施する者であること。
- (4) 令第3条に規定する基準を満たすために、必要な人員、車両、設備、器材及びその他の施設を有する者で、積替え保管を的確に遂行することができるものであること。

2 積替え保管を行おうとする者は、規則、大和郡山市一般廃棄物処理業及び浄

化槽清掃業許可取扱規程平成7年1月大和郡山市訓令甲第1号。以下「取扱規程」という。)及びこの基準に定める手続きにより、市長の許可を得るものとする。ただし、法第19条の認定を受けた者はこの限りでない。

- 3 積替え保管の許可を受けている者は、更新許可の申請を行う場合は、現行の許可期間において、魚あらの収集運搬実績を有しなければならない。

(許可の基準)

第4条 積替え保管に係る許可をする場合の基準は、令第3条第1号へ、ち及びりに掲げる基準に適合していることのほか、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 積替え保管場所は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により、大和郡山市都市計画に定める工業専用地域であって、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第7号に定める排水区域又は同条第8号に定める処理区域に限る。
- (2) 積替え保管場所は、新規許可を申請する際に事業場の境界から50m以内に住居がないこと。
- (3) 新規許可を申請する際に、積替え保管を行う事業場に隣接する土地所有者の事業場設置について同意を得ていること。
- (4) 新規許可を申請する際に、積替え保管を行う事業場の境界から100m以内の土地所有者、建物所有者及び居住者に対し、事業場設置についての計画説明を事前に行っていること。
- (5) 積替え保管を行う事業所は、事業所内で積荷の積込み、積み下ろし、収集運搬車両の進入が可能な十分な広さを確保していること。
- (6) 積替え保管を行う場所は、作業に必要な十分な広さの建屋内とすること。
- (7) 事業場には、次の設備を設けること。
 - ア 洗浄設備
 - イ 公共下水道へ接続された排水設備
 - ウ 保管容器を-15度以下で冷蔵することができる冷蔵設備
 - エ 脱臭設備
- (8) 積替え保管は、運搬能力に応じた適正な容量とし、上限を10t以下とする。
- (9) 積替え保管で使用する収集運搬車両が、次の掲げる条件（以下「車両基準」という。）を満たしていること。
 - ア 令第3条第1項第1号ハの基準に適合していること。
 - イ 自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の自動車検査証をいう。）に記載される所有者又は使用者の氏名又は名称が申請者であること。ただし、取扱規程第1条第4項第3号

に定める車両使用承諾書の提出がある場合はこの限りでない。

ウ 積替え保管に用いる車両は、専用車両とすること。

- (10) 積替え保管の許可等の申請をしようとする者は、排出者との間で、当該申請業務に関しての契約見込みがあること。
- (11) 積替え保管の事業場で積替え保管する魚あらは、本市内から発生したものであること。

(新規許可等にかかる事前協議)

第5条 積替え保管に係る新規許可又は変更許可を申請する者は、その申請前に市長に事前協議書を提出し、計画承認を受けなければならない。

2 前項の事前協議書に添付する書類は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 積替え保管場所の土地の一覧
- (2) 積替え保管施設の概要
- (3) 積替え保管場所の位置図（1/10,000 程度の縮尺で全域が表示されているもの。）
- (4) 積替え保管場所の周辺図（1/2500 から 1/500 までの計画地を中心に半径 100mの土地利用状況を明示できるもの。）
- (5) 積替え保管場所の配置図（1/200 以上）、構造図
- (6) 積替え保管事業場の建物平面図、立面図、給排水設備、空調設備、消防設備を示す図面
- (7) 前条第7号の各設備の詳細図（平面・立面・仕様等を記載すること。）
- (8) 積替え保管場所及び周辺（半径 100m以内）及び前面道路の現況写真
- (9) 積替え保管場所及び当該事業場に隣接する土地の登記所（法務局）備え付け地図（以下「公図」という。）
- (10) 公図上で当該事業場予定地に隣接地所有者、隣接建物所有者の一覧及び前条第3号に定める同意書
- (11) 積替え保管事業場の所有権又は使用権原を有することを証する次に掲げる書面
 - ア 積替え保管場所及び事業場の所有権を有する場合は、事前協議申請日3か月以内に発行された当該土地及び建物に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書（以下「不動産登記事項証明書」という。）のうち全部事項証明書
 - イ 積替え保管場所及び事業場の所有権を有さない場合は、アの全部事項証明書に加え、賃貸借契約書の写し
- (12) 令第3条第1項に定める掲示板の詳細
- (13) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の事前協議書に記載された内容が、令及び第4条に掲げる基

準を満たしているとは判断した場合は、計画承認することができる。

4 市長は、前項の計画承認について、条件を付することができる。

(新規許可等の申請)

第6条 前条第3項の計画承認を受けた積替え保管に係る新規許可又は変更許可を申請する者は、積替え保管場所にかかる工事及び設置の10日前までに、規則第17条第1項に規定する許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可申請書に添付する書類は、第5条第2項各号に定める書類のほか、第5条第3項に定める計画承認を証する書面の写しを添付しなければならない。

3 第1項の申請をした者は、申請にかかる積替え保管場所及び事業場の建築及び設置完了を届出なければならない。

4 前項の届出のあった場合、市長は当該申請にかかる積替え保管場所及び事業場について、令、第4条に定める基準、第5条第4項に定める計画承認において付された条件を満たしているか、検査しなければならない。

(更新許可)

第7条 積替え保管に係る更新許可を申請する者は、規則第17条第1項に規定する許可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 積替え保管場所の土地の一覧

(2) 積替え保管施設の概要

(3) 積替え保管場所の位置図(1/10,000程度の縮尺で全域が表示されているもの。)

(4) 積替え保管場所の周辺図(1/2500から1/500までの計画地を中心に半径100mの土地利用状況を明示できるもの。)

(5) 積替え保管場所の配置図(1/200以上)、構造図

(6) 積替え保管事業場の建物平面図、立面図、給排水設備、空調設備、消防設備を示す図面

(7) 第4条第7号の各設備の詳細図(平面・立面・仕様等を記載すること。)

(8) 積替え保管場所及び周辺(半径100m以内)及び前面道路の現況写真

(9) 積替え保管場所及び事業場の建物全景写真、運搬車両から又は運搬車両へ積替え保管作業を行う場所、洗浄設備、公共下水道へ接続された排水設備、積替え保管を行う冷蔵設備(外部及び設備内部)、脱臭設備、消防設備の写真

(10) 積替え保管場所及び当該事業場に隣接する土地の公図

(11) 公図上で当該事業場予定地に隣接地所有者、隣接建物所有者の一覧

- (12) 積替え保管事業場の所有権又は使用権原を有することを証する次に掲げる書面
- ア 積替え保管場所及び事業場の所有権を有する場合は、事前協議申請日3か月以内に発行された当該土地及び建物に係る不動産登記事項証明書のうち全部事項証明書
 - イ 積替え保管場所及び事業場の所有権を有さない場合は、アの全部事項証明書に加え、賃貸借契約書の写し
- (13) 令第3条第1項に定める掲示板の詳細
- (14) その他市長が必要と認める書類

(許可等の決定)

第8条 市長は許可等の申請があったときは、その申請が第4条に規定する基準に適合しているかを審査、調査及び検査して、許可又は不許可を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(許可の条件)

第9条 市長は、積替え保管に係る許可等に際して、次に掲げる各号の条件を付するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- (2) 収集運搬に際しては、車両基準を満たしていない収集運搬車両を使用しないこと。
- (3) 積替え保管を許可した魚あらい以外の一般廃棄物の積替え保管を行わないこと。
- (4) 積替え保管場所の前面道路や許可証に記載した場所以外での積替え保管を行わないこと。
- (5) 積替え保管の保管期限は7日を超えないこと。ただし夏季期間（おおむね6月から9月までの間）にあつては、3日を超えないこと。
- (6) 毎月10日までに、前月における積替え保管場所へ搬入した排出事業者名、排出事業者別の搬入量、搬出先、搬出量を市長に報告すること。
- (7) 市長が行う許可を受けた積替え保管場所及び事業場の調査（立入検査、証拠書類提出）に協力すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じて指示する事項に従うこと。

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。